

# 船舶活用医療推進本部行政文書管理規則の制定について (概要)

令和6年4月  
内閣府公文書管理課

## 1. 制定の必要性

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律(令和3年法律第79号。以下「法」という。)第7条の規定により、内閣に、船舶活用医療推進本部が置かれることとされている。また、同法については、法附則第1項の規定により、公布の日(令和3年6月18日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

上記のとおり、今般新たな国の行政機関として船舶活用医療推進本部が置かれることに伴い、公文書の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第10条第1項の規定に基づき、船舶活用医療推進本部行政文書管理規則を制定する必要がある。

## 2. 規則の内容

船舶活用医療推進本部行政文書管理規則案は、おおむねガイドラインの規定例を踏まえたものとなっている。

なお、船舶活用医療推進本部は、内閣に直接置かれる行政機関であるところ、同本部の行政文書管理規則の細部については、同様に内閣に直接置かれている特定複合観光施設区域整備推進本部の行政文書管理規則等に倣った、行政文書の適切な管理を行うための体制及び規定の書きぶりとなっている。

## 3. 今後のスケジュール

施行：法の施行の日(令和6年6月17日までの特定の日)

※法の施行の日(船舶活用医療推進本部が設置される日)に、船舶活用医療推進本部長から内閣総理大臣への協議、公文書管理委員会への諮問と答申、内閣総理大臣の同意、規則の制定・施行が行われる予定。

### 【参考】公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) 抄

(行政文書管理規則)

第10条 行政機関の長は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)を設けなければならない。

2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委員会への諮問)

第29条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第10条第3項、第25条又は第27条第3項の規定による同意をしようとするとき。

三 (略)